

しらたか若者移住定住支援交付金について

対象世帯

- 下記の条件すべてを満たす世帯
- ① 申請時に夫婦のどちらか一方が45歳未満の夫婦又は、45歳未満の者と子が中学生以下の者が1人以上(出産予定も含む)いる世帯
- ② 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に町外から転入した方で、本交付金申請時に白鷹町の住所を有する方。ただし、町から転出後1年に満たない間に再転入した方は対象となりません。
- ③ 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯
- ④ 世帯主が進学による異動でない世帯
- ⑤ 5年以上定住の意思のある世帯



支援の内容

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下のこどもがいる世帯) ※出産予定を含む	
	1~2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに、5万円ずつ加算

例1 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが2人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金 10万円 = 20万円

例2 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが4人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金(1~2人) 10万円 +
子育て加算金(3人目) 5万円 + 子育て加算金(4人目) 5万円 = 30万円

申請書類

- 交付金申請書
- 住民票謄本又は戸籍謄本
- 戸籍の附票の写し(前住所地の住定年月日がわかるもの)
- 出産予定の者は、母子手帳の写し

【注意事項】

■ 対象世帯⑤関係…申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に本町を転出した場合は交付した金額の半額を返還いただきます。
*ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではありません。

申請・交付の流れ

